

福岡県公立高等学校PTA連合会表彰規程

第1条 この規程は、福岡県公立高等学校PTA連合会及び単位PTAの運営に携わり、その発展と学校教育の振興に貢献した役員又は団体に対し表彰を行う。

第2条 次の各号の一つに該当する者に、感謝状及び記念品を贈呈する。

- (1) 福岡県公立高等学校PTA連合会役員を退任した者。
- (2) 単位PTAの会長として永年勤続し、特に顕著な功績があつて退任した者（2年以上）
- (3) 県高P連事務局職員として5年以上従事し、退任した者

第3条 次の各号の一つに該当する団体に表彰状を贈呈する。

- (1) 福岡県公立高等学校PTA連合会の活動及び単位PTAの振興発展に貢献した単位PTA
- (2) 全国高等学校PTA連合会、九州地区高等学校PTA連合会、福岡県公立高等学校PTA連合会の大会において実践研究発表を行った単位PTA
- (3) 組織運営が他の範とするに足る単位PTA

第4条 表彰は、定期総会において行う。

第5条 選考委員会は役員会をもってあてる。

第6条 この規程に定めるところのほか、本会が特別感謝状贈呈を行うときは、その都度役員会でこれを決定する。

- 附 則
- この規程は、平成2年4月1日から施行する。
この規程は、平成5年4月1日から施行する。
この規程は、平成8年4月1日から施行する。
この規程は、平成9年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

福岡県公立高等学校PTA連合会慶弔規程

福岡県公立高等学校PTA連合会の役員及び職員に対し、下記の規程を適用する。

1. 祝い金・・・国政レベルの表彰または、叙勲を受けた場合 10,000円。
但し、退任者については、役員会で協議する。
2. 見舞金・・・1ヶ月以上入院した場合 5,000円
3. 弔慰金・・・本人死亡の場合 30,000円・弔電
配偶者・同居の1親等者の死亡の場合 10,000円・弔電
4. その他・・・必要な場合は役員会で協議する。

この規程は、平成22年6月5日から施行する。